

資料2

宮城県上工下水一体官民連携運営事業  
(みやぎ型管理運営方式)

事業概要書

平成30年3月

宮城県

# 目次

1	用語の定義 .....	1
2	事業の名称 .....	1
3	公共施設等の管理者の名称.....	1
4	事業の背景・目的 .....	1
5	事業の基本方針 .....	2
6	事業の基本構成 .....	3
7	事業方式 .....	4
8	運営権設定対象施設と運営権者の業務範囲 .....	6
9	事業内容 .....	8
10	事業期間 .....	14
11	利用料金 .....	15
12	費用負担 .....	18
13	運営権者が受領する権利・資産 .....	18
14	県から運営権者への立上げ支援 .....	18
15	運営権者の会計処理 .....	18
16	事業計画 .....	19
17	モニタリング .....	19
18	要求水準未達のペナルティー .....	21
19	リスク分担 .....	22
20	保険 .....	26
21	運営権者の権利義務に関する制限及び手続 .....	26
22	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 .....	27
23	別紙一覧 .....	29

## 1 用語の定義

用語	定義
3事業	宮城県が運営する「水道用水供給事業」、「工業用水道事業」、「流域下水道事業」の総称
9個別事業	水道用水供給事業の「大崎広域水道事業」、「仙南・仙塩広域水道事業」、工業用水道事業の「仙塩工業用水道事業」、「仙台圏工業用水道事業」、「仙台北部工業用水道事業」、流域下水道事業の「仙塩流域下水道事業」、「阿武隈川下流流域下水道事業」、「鳴瀬川流域下水道事業」、「吉田川流域下水道事業」の計9つの個別事業の総称
経営	事業計画の作成、事業実施体制の構築、財務管理、料金の収受、セルフモニタリング等事業全体を管理・遂行すること
施設運営	維持管理 公共施設等運営権の対象となる施設が、要求水準（水量、水質等）を遵守するよう、施設の運転、保守点検、修繕及びこれらに付随する業務を実施すること
	運転 運営権設定対象施設が果たすべき要求水準を実現するため、運営権設定対象施設で安定的な処理を行うほか、日常点検、水質試験等を行うこと
	保守点検 定期点検・保守、部品調達等、施設の機能を保持するための業務を行うこと
	修繕 故障若しくは損傷した設備の一部を取り換えること
	改築 更新及び附設の総称
	更新 既存の設備の全部を取り換えること
	長寿命化 所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること。
	附設 附帯事業の実施に必要な設備を導入すること
	附帯事業 本事業と一体で行うことで、事業の効率性の向上等が期待できる事業。改築事業として実施し、費用は利用料金で回収する
任意事業	本事業用地及び施設において、運営権者が自らの負担で行う独立採算事業

## 2 事業の名称

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）

## 3 公共施設等の管理者の名称

- ・宮城県知事 流域下水道事業
- ・宮城県公営企業管理者 水道用水供給事業、工業用水道事業

(平成30年3月時点)

## 4 事業の背景・目的

宮城県は、現在、企業局で水道用水供給事業及び工業用水道事業、知事の事務部局で流域下水道事業の運営を行っている。（以下、企業局と知事部局を総称して、「県」という。）

平成27年度では、水道用水供給事業は、県下35市町村のうち25市町村に対し日量約26万m<sup>3</sup>の水道用水を、工業用水道事業は、仙台港地区と内陸部の仙台北部中核工業団地を中心に日量約5.5万m<sup>3</sup>の工業用水を供給し、流域下水道事業は、仙塩・阿武隈川下流・鳴瀬川・吉田川・北上川下流・迫川・北上川下流東部の7流域合計で日量約28万m<sup>3</sup>の下水処理を行っている。

3事業は、県民や県下企業が生活又は事業活動を行う上で不可欠な公共サービスであるが、社会環境の変化を受け、厳しい経営環境に直面している。

ひとつは、人口減少社会の進展により、今後、水道用水供給事業では供給水量の減少、流域下水道事業では処理水量の減少が見込まれ、長期的には、水道料金や負担金水準の維持が困難な状況になることが想定される。また、水道用水供給事業及び工業用水道事業では、今後20～30年先には資産額の約7割を占める管路の本格的な更新が始まるほか、流域下水道事業についても、同様に設備・管渠の大規模な更新需要が見込まれている。加えて、専門的な技術や経験の維持・蓄積等、技術継承が課題として挙げられている。

このような経営環境においても、今後100年を見据えた安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理を継続するため、経営基盤の強化により持続可能な水道経営を確立することが急務となっている。

県では、このような状況から、県が引き続き3事業の最終責任を持ち公共サービスとしての信頼性を保つつつ、3事業を一体とし民の力を最大限活用することにより経費削減、更新費用の抑制、技術継承、新技術の導入等を可能とする「宮城県上工下水一体官民連携運営事業」（以下、「本事業」という。）を実施するものである。

## 5 事業の基本方針

県は、民の力を最大限活用するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号（以下、「PFI法」という。））第16条の規定に基づき、民間事業者に公共施設等運営権（以下、「運営権」という。）を設定する公共施設等運営権事業を採用する。

民間事業者は、本事業の実施に当たっては、水道法、工業用水道事業法、下水道法、その他関係法令等の規定に基づき誠実に事業を実施しなければならない。

県及び民間事業者は、上記の目的を達成するため、以下の基本方針に基づき、本事業を実施するものとする。

### （1）3事業一体での全体最適を目指した長期的視点での事業運営

3事業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、3事業全体を俯瞰した事業運営を行う。

また、短期的視点に埋没せず、長期的視点に基づく事業運営に取り組むことで、長期にわたる本事業の公共サービスの安定性・信頼性を担保するものとする。

### （2）性能発注に基づく施設運営と事業期間にわたる不断の見直し

本事業においては、民の力の最大活用を図るため、性能発注の考えに基づき、県が施設運営の要求水準を定め、民間事業者は自らの責任と判断においてその具体的な内容について定め、適切に施設運営を行うものである。

民間事業者は、公共サービスとしての3事業の重要性を認識し、施設運営については、事業期間にわたり新たな技術や運営ノウハウの活用等により不断の見直しを行い、質の向上と効率化を達成するものとする。

### (3) 責任ある事業運営の担い手としての情報公開・説明義務の履行

県は、関係市町村やユーザー企業に対して、長期的な事業計画、料金設定、経営状況等について、引き続き説明責任を果たしていく。

民間事業者は、関係市町村やユーザー企業に対して、サービスの品質を持続的に満足するための業務プロセスや人材育成等について、県とともに説明責任を果たすものとする。

### (4) 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献

民間事業者は、本事業の実施に当たり、地元企業との連携、地域人材の雇用等、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献するものとする。

## 6 事業の基本構成

本事業は、以下のとおり、9個別事業を一体的に行う。

### (1) 事業区分と個別事業

事業区分	9個別事業
水道用水供給事業	大崎広域水道事業
	仙南・仙塩広域水道事業
工業用水道事業	仙塩工業用水道事業
	仙台圏工業用水道事業
	仙台北部工業用水道事業
流域下水道事業	仙塩流域下水道事業
	阿武隈川下流流域下水道事業
	鳴瀬川流域下水道事業
	吉田川流域下水道事業

本事業を行う対象事業地域は、「別紙1」のとおりである。

### (2) 事業の基本情報

#### ① 水道用水供給事業

	大崎広域水道事業		仙南・仙塩広域水道事業
浄水場等	麓山浄水場	中峰浄水場	南部山浄水場
水源	一級河川鳴瀬川から漆沢ダム放流水を取水	一級河川吉田川から南川ダム放流水を取水	七ヶ宿ダムから直接取水
給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	82,300	18,850	279,000
水質	(別紙5(1)参照)		

## ② 工業用水道事業

	仙塩 工業用水道事業	仙台圏 工業用水道事業	仙台北部 工業用水道事業	
浄水場等	大樋浄水場	熊野堂取水場	麓山浄水場内で原水を分岐	衡東浄水場
水源	一級河川広瀬川から大倉ダム放流水を取水	一級河川名取川から釜房ダム放流水を取水	一級河川鳴瀬川から漆沢ダム放流水を取水	麓山浄水場から配水された原水を取水
給水能力 (m³/日)	100,000	100,000	58,500	58,500 のうち 5,000
水質	浄水供給 (別紙5(2)参照)	原水供給	原水供給	浄水供給 (別紙5(2)参照)

## ③ 流域下水道事業

	仙塩 流域下水道事業	阿武隈川下流 流域下水道事業	鳴瀬川 流域下水道事業	吉田川 流域下水道事業
浄水場等	仙塩 浄化センター	県南 浄化センター	鹿島台 浄化センター	大和 浄化センター
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	オキシデーション ディッチ法	標準活性汚泥法
放流先	貞山運河	二の倉海岸	鳴瀬川	竹林川
処理能力 (m³/日)	222,000	138,000	10,600	47,800
放流水質	(別紙5(3)②参照)			

## 7 事業方式

### (1) 運営権の設定

県は、PFI法第16条の規定に基づき、民間事業者に運営権を設定する。

運営権は、9個別事業の一体的な運営を図るため、全事業一体で設定する。

運営権の設定を受ける民間事業者（以下、「運営権者」という。）は、（4）を例外として原則として本事業の遂行を目的とした特別目的会社とする。

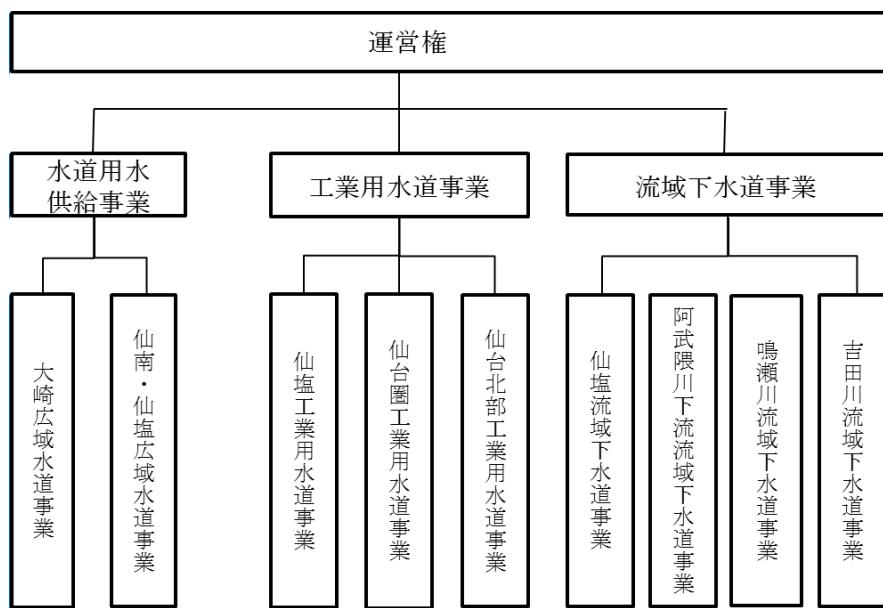
### (2) 公共施設等運営権実施契約等

運営権者は、PFI法第22条に定めるところにより、県と公共施設等運営権実施契約（以下、「実施契約」という。）を締結しなければならない。

県は、本事業の実施に当たり、必要となる法令上の手続を遅滞なく行うものとする。

### (3) 運営権の基本構造

運営権に関する基本構造は、以下のとおりとする。

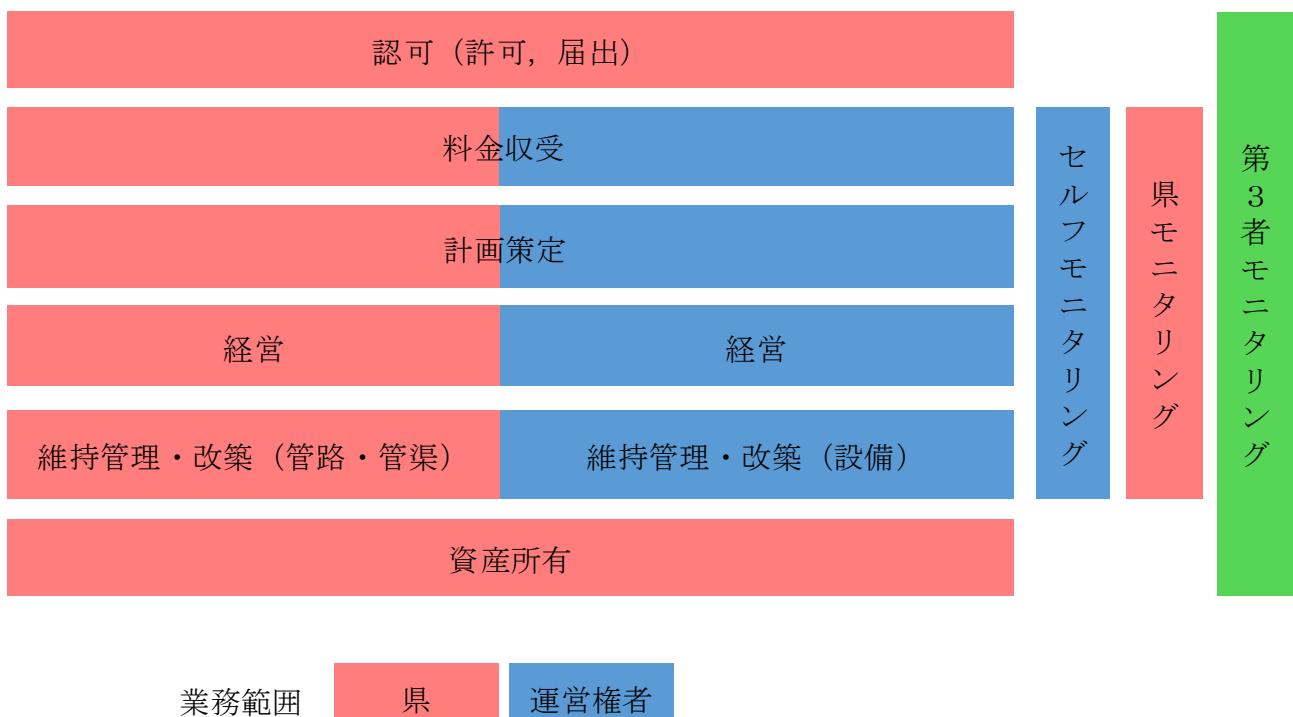


### (4) その他

本事業の遂行のほか、運営権者が、県下の市町村等が行う水道事業及び下水道事業に関わる業務並びに工業用水道ユーザー企業の受水関連施設に関わる業務等を受託することを妨げない。

なお、運営権者は、市町村や工業用水道ユーザー企業から業務等を受託した場合には、速やかに県に受託内容に関して書面で届出を行うものとする。

#### 【参考】県と運営権者の業務分担の考え方



## 8 運営権設定対象施設と運営権者の業務範囲

### (1) 運営権設定対象施設

公共施設等運営権設定の対象となる施設（以下、「運営権設定対象施設」という。）は、以下のとおりとする。

各施設の詳細は「別紙2」に示す。

事業区分	事業名	運営権設定対象施設	
		浄水・処理施設	浄水・処理施設以外
水道用水供給事業	大崎広域水道事業	麓山浄水場 中峰浄水場	<ul style="list-style-type: none"> <li>取水・導水・送水・配水施設の設備</li> <li>制御弁室、テレメータ室内にある設備（計装制御装置（流量計等）、電動弁、緊急遮断弁等）</li> </ul>
	仙南・仙塩広域水道事業	南部山浄水場	
工業用水道事業	仙塩工業用水道事業	大梶浄水場	
	仙台圏工業用水道事業	—	※貯水施設（ダム）、導水・送水・配水管路（マンホール、マンホール蓋、管路上にある手動弁含む）は運営権設定対象外
	仙台北部工業用水道事業	衡東浄水場	
流域下水道事業	仙塩流域下水道事業	仙塩浄化センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設外の設備（ポンプ場、マンホールポンプ等）</li> <li>計装制御装置（流量計等）</li> </ul>
	阿武隈川下流流域下水道事業	県南浄化センター	※管渠（マンホール、マンホール蓋、管渠上にある手動弁含む）・放流渠は運営権設定対象外
	鳴瀬川流域下水道事業	鹿島台浄化センター	
	吉田川流域下水道事業	大和浄化センター	

## (2) 運営権者及び県の業務範囲

運営権者は、主要設備、管路・管渠附帯設備（制御室等、ポンプ場内の設備）の維持管理及び改築、土木構造物及び建築物の維持管理を行うこととし、県は、管路・管渠（マンホール及び手動弁を含む）の維持管理（漏水時の修繕を含む）及び改築、土木構造物及び建築物の改築を実施する。具体的には、以下の表のとおりとするが、運営権者による管理範囲等の詳細については、要求水準書において提示する。

### ① 水道用水供給事業・工業用水道事業

分類				主要設備		管路及び管路附帯設備				構造物		
				浄水場内の設備	浄水場外の設備	管路	マンホール及びマンホール蓋	管路上の手動弁	制御弁室、テレメータ室内の設備	土木構造物	建築物	建築附帯設備
				取水・導水・送水・配水設備、ポンプ場、調整池、配水池等				制水弁、空気弁、排水弁等	計装制御装置（流量計等）、弁類（電動弁、緊急遮断弁等）	浄水場内、場外の調整池、配水池等	浄水場内、ポンプ場、制御弁室、テレメータ室等	建築基準法で建築設備と定義されているもの
運営権設定対象				運営権設定対象	運営権設定対象	県所管	県所管	県所管	運営権設定対象	運営権設定対象	運営権設定対象	運営権設定対象
施設運営	維持管理	運転	監視	民	民	—	—	—	民	—	—	民
			操作制御	民	民	—	—	県	民	—	—	民
		保守点検		民	民	県	県	県	民	民	民	民
		修繕（3条予算分）		民	民	県	県	県	民	民	民	民
	改革	改革（4条予算分）		民	民	県	県	県	民	県	県	民
資産保有				県								

### ② 流域下水道事業

分類				主要設備		管渠及び管渠附帯設備				構造物		
				処理場の設備	ポンプ場の設備	管渠	マンホール及びマンホール蓋	管渠上の手動弁	計装制御装置（流量計等）	土木構造物	建築物	建築附帯設備
				マンホールポンプ含む				制水弁、空気弁、排水弁等		処理場、ポンプ場の土木構造物	処理場、ポンプ場の建築物	建築基準法で建築設備と定義されているもの
運営権設定対象				運営権設定対象	運営権設定対象	県所管	県所管	県所管	運営権設定対象	運営権設定対象	運営権設定対象	運営権設定対象
施設運営	維持管理	運転	監視	民	民	—	—	—	民	—	—	民
			操作制御	民	民	—	—	県	民	—	—	民
		保守点検		民	民	県	県	県	民	民	民	民
		修繕（3条予算分）		民	民	県	県	県	民	民	民	民
	改革	改革（4条予算分）		民	民	県	県	県	民	県	県	民
資産保有				県								

## 9 事業内容

運営権者は、3事業一体での統合マネジメントを実施するとともに、3事業それぞれに定める要求水準を満たしたサービス提供を行うものとする。

運営権者の事業内容は、以下のとおりとする。

なお、9個別事業の要求水準は、別途、要求水準書で提示する。

### (1) 経営（統合マネジメント）

運営権者は、3事業一体での全体最適を実現するという本事業の趣旨を踏まえ、3事業を統合したマネジメントを行うものとする。また、運営権者は、事業の最適化を図るため、事業期間にわたり施設運営に計画的に取り組むことに加え、不断の見直しと改善を行い（P D C Aマネジメントサイクル），以下の業務を行うものとする。

#### ① 事業実施体制の構築

本事業の経営・実施に必要な資格、能力、実績を有する人員を適切に確保し、要求水準等に定める維持管理及び改築等が可能となる事業実施体制を構築する。

#### ② 財務管理

関連法令等の規定に基づき、本事業の経営及び事業運営に必要な財務管理を適切に行う。また、本事業に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）を、県、関係市町村及びユーザー企業等の各関係者に対し、適時公開する。

#### ③ 技術・システム管理

本事業に関連する技術については、活用している既存技術を適切に管理するとともに、本事業のコスト最適化に資する新技術について、事業期間にわたり市場動向を注視しつつ、その適用可能性を検討し、有効性が確認されたものについては積極的に導入する。

#### ④ セルフモニタリング

本事業を担う事業主体として必要となる内部統制を確保する。その上で各計画の実施状況を自らモニタリングし、その結果を県に報告する。

#### ⑤ 料金収受

運営権者は、関係市町村やユーザー企業へのサービス提供の対価として、利用料金を收受する。

#### ⑥ 情報公開と説明責任

運営権者は、本事業の要求水準の遵守状況や経営状況等に関して、県民等やユーザー企業への説明責任を有する。

また、当該情報については、インターネット等を活用し適切に公開するものとする。

#### ⑦ 危機管理

運営権者は、本事業に影響を与える不可抗力事象（19（1）で定める不可抗力事象、以下同じ）その他緊急的な対応が必要な事象が発生した場合に備え、事業継続計画（以下、「B C P」という。）を作成し、適宜訓練等を行う。また、定期的な更新、及び自らの経験や他事例からの教訓

に基づく適時の更新を行う。

県は、これまで蓄積してきた危機管理のノウハウの継承に努めるとともに、運営権者は、これをB C Pに反映するものとする。

#### ⑧ 事業計画の作成

運営権者は、全体（20年間）、5か年及び年度の各事業計画を作成する。

主な内容は以下のとおりであるが、詳細は別途、要求水準書で提示する。

- i ) 事業実施体制
- ii ) 人員配置計画
- iii) 維持管理計画
- iv) 改築計画
- v ) 財務計画
- vi) 技術・システム計画
- vii) セルフモニタリング計画
- viii) 情報開示計画
- ix) 危機管理計画
- x ) その他必要な計画

#### ⑨ その他

上記に記載されていないものであっても、統合マネジメントに必要な業務を実施するものとする。

### （2）水道用水供給事業

運営権者は、要求水準を遵守する水道用水を受水市町村に供給するものとし、自らの責任と判断に基づき、維持管理及び改築等を行うものとする。

上記を実現するため、運営権者は、以下を実施する。

#### ① 実施体制の整備

運営権者は、業務に必要な人員や協力企業等を確保し、水道法に定める実施体制を整備する。また、継続的な技術者の育成等を行う。

#### ② 適切な水運用

運営権者は、受水市町村と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設の維持管理を行い、要求水準を満たす水道用水を供給する。また、運営権者の行う業務を通じて、市町村の各受水地点において要求水準に定める水量・水質基準を遵守するものとする（別紙3参照）。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、参考として「別紙4」に過去の受水市町村との契約水量実績等を示す。

### ③ 水道サービスの監視

運営権者は、各受水地点における水量及び水質を常に監視し、供給する水道用水が要求水準を遵守していることを確認する。また、送水状況の監視を行い、要求水準を満たす水道用水の供給に支障を来たす懸念がある場合には、速やかに県に報告し、必要な対応について協議するものとする。

監視の結果については、県及び受水市町村が常に確認できる状態で保管し、必要な情報を速やかに提示しなければならない。

なお、参考として「別紙5」に法令で定める水質基準を示す。

### ④ 施設機能の保持

運営権者は、運営権設定対象施設の維持管理及び必要な改築を計画的に実施し、受水市町村との契約水量を常時供給できる施設機能を保持するものとする。

改築の実施に当たっては、事業者選定時の提案に基づき5年ごとに改築計画を作成し、県と協議の上、必要な資金調達を自ら行い改築工事を実施する。

運営権者は、運営権設定対象施設の設備ごとに17(1)「運営権者によるセルフモニタリング」に定める健全度評価を年1回以上行い、県に報告する。

### ⑤ 県所掌業務との連携

県は、管路（マンホール及び手動弁を含む）の維持管理（漏水時の修繕を含む）及び改築、土木構造物及び建築物の改築を実施する。県と運営権者は、各々が所掌する業務について、緊密に情報の共有と調整を行い、水道用水供給事業が全体として円滑かつ確実に実施されるよう連携するものとする。また運営権者は、県が所掌する業務のうち、管路のパトロールや漏水対応、県所掌施設の改築計画立案やその実施等に関して新技術の導入等コスト最適化に資する事項を提案することができる。

### ⑥ 管路での漏水事故への対応

運営権者は、自ら漏水等の疑いを発見した場合、又は県民等から漏水の疑い等に関する通報があった場合には、速やかに県に連絡する。漏水事故への対応（状況確認、対策工事の実施等）は県の業務とするが、必要な協力をを行うものとし、これにより運営権者に発生する追加費用は、原則運営権者の負担とする。

### ⑦ 要求水準未達時の対応

運営権者は、原因に関らず、市町村の受水地点で要求水準を遵守できていないこと、又はそのおそれがあることを確認した場合には、直ちに県に連絡するとともに、受水市町村及び関係機関とも連携し、情報共有、状況確認、その他必要な対応を速やかに実施する。

また、県と運営権者は、協力して原因を調査し、問題を解決することとするが、受水市町村への水道用水供給の継続が困難となった場合は、県がサービス停止の判断を行う。

なお、運営権者の業務範囲において要求水準（水量・水質基準）未達の事由がない場合には、運営権者の責は問わないものとする。要求水準未達事由の具体的な判断の方法については、今後要求水準書で示す。

### (3) 工業用水道事業

運営権者は、要求水準を遵守する工業用水をユーザー企業に供給するものとし、自らの責任と判断に基づき、維持管理及び改築等を行うものとする。

上記を実現するため、運営権者は、以下を実施する。

#### ① 実施体制の整備

運営権者は、業務に必要な人員や協力企業等の確保、継続的な技術者の育成等を行う。

#### ② 適切な水運用

運営権者は、ユーザー企業と日常的な連絡・調整を図りながら、運営権設定対象施設の維持管理を行い、要求水準を満たす工業用水を供給する。

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、参考として、「別紙4」に過去のユーザー企業との契約水量実績等を示す。

#### ③ 净水供給における適切な水運用（仙塩工業用水道及び仙台北部工業用水道の一部）

運営権者は、净水供給している仙塩工業用水道事業及び仙台北部工業用水道事業の一部について上記の適切な水運用を実施するとともに、净水施設の各出口において要求水準に定める水質基準を遵守するものとする（別紙3参照）。

#### ④ 工業用水道サービスの監視

運営権者は、净水施設の出口における水量及び水質を常に監視し、供給する工業用水が要求水準を遵守していることを確認する。また、送配水状況の監視を行い、ユーザー企業への工業用水の供給に支障を来たす懸念がある場合には、速やかに県に報告し、必要な対応について協議するものとする。

運営権者は、ユーザー企業の各受水地点において定期的に水質検査及び流量の確認を行うものとする。

監視の結果については、県及びユーザー企業が常に確認できる状態で保管し、必要な情報を速やかに提示しなければならない。

原水供給をしている事業において、高濁度等が発生した場合は、ユーザー企業に対して情報提供を行う。

なお、参考として、「別紙5」に県の工業用水供給規程で定める水質基準を示す。

#### ⑤ 施設機能の保持

運営権者は、運営権設定対象施設の維持管理及び必要な改築を計画的に実施し、ユーザー企業との契約水量を常時供給できる施設機能を保持するものとする。

改築の実施に当たっては、事業者選定時の提案に基づき5年ごとに改築計画を作成し、県と協議の上、必要な資金調達を自ら行い改築工事を実施する。

運営権者は、運営権設定対象施設の設備ごとに17(1)「運営権者によるセルフモニタリング」に定める健全度評価を年1回以上行い、県に報告する。

⑥ 県所掌業務との連携

水道用水供給事業と同様とする。

⑦ 管路での漏水事故への対応

水道用水供給事業と同様とする。

⑧ 要求水準未達時の対応

運営権者は、浄水施設の出口で要求水準を遵守できていないこと、又はそのおそれがあることを確認した場合には、直ちに県に連絡するとともに、ユーザー企業及び関係機関と連携の上、情報共有、状況確認、その他水道用水供給事業と同様に、必要な対応を速やかに実施する。

また、県と運営権者は、協力して原因を調査し、問題を解決することとするが、ユーザー企業への工業用水供給の継続が困難となった場合は、県がサービス停止の判断を行う。

(4) 流域下水道事業

運営権者は、要求水準を遵守する下水処理を流域関連市町村に提供するものとし、そのためには、自らの責任と判断に基づき、維持管理及び改築等を行うものとする。

上記を実現するため、運営権者は、以下を実施する。

① 実施体制の整備

運営権者は、下水道法に定める有資格者を配置するほか、業務に必要な人員や協力企業等の確保、継続的な技術者の育成等を行う。

② 下水の流入及び処理

運営権者は、流入量に応じてポンプを適切に運転し、流域関連市町村の管渠から県の流域幹線管渠に流入した下水を円滑に終末処理場に流入させる。また、終末処理場の放流水が、要求水準に定める放流水の水質基準を満たすよう下水処理を行うとともに、発生した汚泥を適切に処理する。（別紙3参照）

運営権者は、不可抗力事象が生じた場合においても、自ら適切に対応するものとする。

なお、参考として、「別紙4」に過去の流域関連市町村からの流入水量実績を示す。

③ 下水処理の監視

運営権者は、終末処理場の放流水の水質を毎日監視し、要求水準を遵守していることを確認する。また、要求水準を満たす下水の処理に支障を来たす懸念がある場合には、速やかに県に報告し、必要な対応について協議するものとする。

監視の結果については、県及び流域関連市町村が常に確認できる状態で保管し、必要な情報を速やかに提示しなければならない。

なお、参考として、「別紙5」に法令で定める水質基準を示す。

#### ④ 施設機能の保持

運営権者は、運営権設定対象施設の維持管理及び必要な改築を計画的に実施し、流入が見込まれる下水を常時処理できる施設機能を保持するものとする。

改築（「社会資本整備総合交付金事業」）の実施に際しては、運営権者は、事業者選定時の20年間の改築に係る提案を踏まえ、県が作成するストックマネジメント計画に基づき、5年ごとの改築計画を作成するとともに、県と協議の上、毎年度の実施計画を定めて実施する。

運営権者は、運営権設定対象施設の設備ごとに17(1)に定める健全度評価を年1回以上行い、県に報告する。

#### ⑤ 県所掌業務との連携

県は、管渠（マンホール及び手動弁を含む）の維持管理（不明水・溢水対策を含む）及び改築、土木構造物及び建築物の改築を実施する。県と運営権者は、各々が所掌する業務について、緊密に情報の共有と調整を行い、流域下水道事業が全体として円滑かつ確実に実施されるよう連携するものとする。また運営権者は、県が所掌する業務のうち、不明水・溢水対策や管渠の維持管理、改築計画立案やその実施等に関して新技術の導入等コスト最適化に資する事項を提案することができる。

#### ⑥ 要求水準未達時の対応

運営権者は、終末処理場の放流水が、要求水準書に定める水質基準を遵守できること、又はそのおそれがあることを確認した場合には、直ちに県に連絡するとともに、流域関連市町村及び関係機関と連携の上、情報共有、状況確認、その他必要な対応を速やかに実施する。

要求水準の未達が生じた場合、県と運営権者は協力して原因を調査し、問題を解決することとする。

### （5）附帯事業

運営権者は、本事業と一体で行うことで、事業の効率性の向上等が期待できる提案があれば、あらかじめ県と協議した上で、附帯事業として実施することができる。

### （6）任意事業

運営権者は、本事業に影響を与えない範囲において、本事業用地及び施設を県から賃貸借等を受け自らの責任のもと、あらかじめ県と協議した上で任意事業（独立採算）を実施することができる。

## 10 事業期間

### (1) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、20年間とする。

### (2) 事業期間の延長

事業期間については、原則として延長を行わない。ただし、不可抗力事象の発生その他事業期間の延長を必要とする事由が生じた場合に限り、県及び運営権者は、事業期間の延長を申し出ることができる。

県と運営権者が協議により合意した場合には、事業期間を延長することができる。

なお、事業期間の延長は1回に限るものではないが、延長する期間は5年を超えることができない。

### (3) 運営権の存続期間

運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

### (4) 本事業期間終了時の取扱い

#### ① 運営権設定対象施設の引き渡し

運営権者は、本事業終了日に、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

#### ② 事業終了日において運営権者の改築に伴い残存価値が残る更新投資の取扱い

運営権者は、事業期間終了時に残存価値が見込まれる更新投資を行う場合においては、更新投資を行う前に終了時の取扱いについて県と協議した上で実施するものとする。

県は、事業期間終了後、残存価値相当額を運営権者に支払うものとする。

また、県は、事業期間終了時の残存価値相当額についての上限額を設定し、実施方針で提示する。

なお、県と運営権者の協議が整わなかった場合は、運営権者帰責とはならない形での契約解除できることを検討しており、詳細は実施方針で提示する。

#### ③ 業務の引継ぎ

運営権者は、本事業が円滑に継続されるよう、本事業期間内に県又は県の指定する者へ業務の引継ぎを行わなければならない。

なお、引継に要する費用については、運営権者の負担とする。

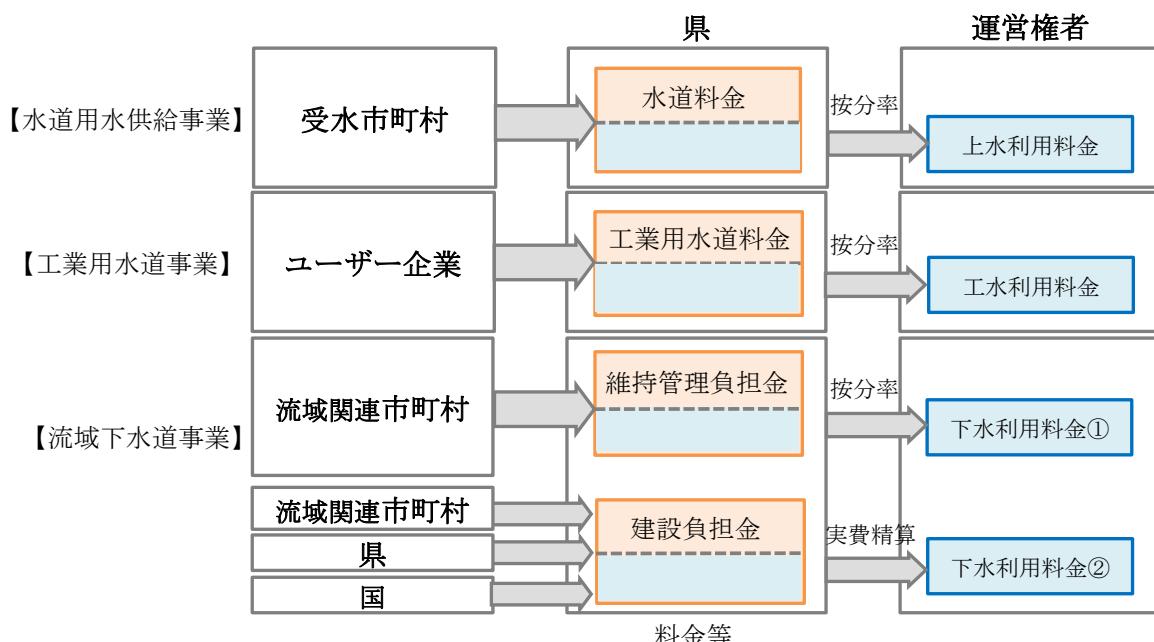
## 1.1 利用料金

### (1) 利用料金の収受

本事業期間中、サービスを受ける関係市町村、ユーザー企業は、県に対する料金、負担金と運営権者に対する利用料金を支払うものとする。本事業概要書では、県が収受する料金、負担金と運営権者が収受する利用料金を総称して、「料金等」という。

なお、料金等の設定は、公営企業の設置等に関する条例、水道用水供給規程、工業用水供給規程、各流域下水道建設に係る費用負担に関する覚書、各流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担等に関する覚書に基づくものとする。

なお、料金等の額については、水道用水供給事業では使用水量に関らず契約水量の80%分は支払われること、工業用水道事業では使用水量に関らず契約水量分が支払われること、流域下水道事業では実際の流入量で負担金が支払われることとなっている。上記の規程等は、今後情報開示資料で提示する。



また、県は、運営権者と締結する実施契約に基づき、県が収受する料金及び負担金と併せ、運営権者が収受する利用料金についても関係市町村及びユーザー企業から受領し、当該利用料金を運営権者に送金するものとする。送金の頻度、時期等はその内容を別途、実施契約書で提示する。

### (2) 利用料金の構成内容

運営権者が収受する利用料金を構成する費目は、下表のとおりとする。このうち、下水利用料金②を除く部分の具体的な費目や計算方法は別途、実施方針で提示する。

下水利用料金②については、原則として事業者選定の提案時に県に提示する20年間の改築計画の費用合計を上限とした上で、毎年度、実費精算を行うものとする。なお、実費精算の具体的方法や要件等は別途、実施方針で提示する。

項目	水道用水供給事業	工業用水道事業	流域下水道事業	
	上水利用料金	工水利用料金	下水利用料金①	下水利用料金②
維持管理全般に係るもの	維持管理費用	維持管理費用	維持管理費用	—
改築に係る検討、設計、工事費に係るもの	改築費用	改築費用	—	改築費用 ※運営権者の事務費を含む ※実費精算の考え方に基づき毎年度支払う
経営全般に係るもの (運営権者に係る支払利息、税金、利潤 等)	その他の費用	その他の費用	その他の費用	—

### (3) 運営権対価と利用料金の按分方法

#### ① 運営権対価

運営権者は、本事業に係る運営権の設定に対する対価（以下、「運営権対価」という。）を県に支払うものとする。運営権対価には、対象施設の資産取得に係る費用を含むものとする。

#### ② 料金等の按分方法

運営権者が收受する利用料金のうち、下水利用料金②を除くものについては、9個別事業ごとに県と運営権者で料金等を按分する率（以下、「料金按分率」という。）を設定し、対象となる料金及び負担金を按分するものとする。

参考として、「別紙6」にこれまでの料金等の推移を示す。

事業区分 (3事業)	事業名 (9個別事業)	料金按分率
水道用水供給事業	大崎広域水道事業	料金按分率 1
	仙南・仙塩広域水道事業	料金按分率 2
工業用水道事業	仙塩工業用水道事業	料金按分率 3
	仙台圏工業用水道事業	料金按分率 4
	仙台北部工業用水道事業	料金按分率 5
流域下水道事業	仙塩流域下水道事業	料金按分率 6
	阿武隈川下流流域下水道事業	料金按分率 7
	鳴瀬川流域下水道事業	料金按分率 8
	吉田川流域下水道事業	料金按分率 9

### ③ 運営権対価と利用料金の按分方法

本事業に係る運営権の設定に対する対価（以下、「運営権対価」という。）と料金按分率は相互に関連することから、県では、以下の考え方を基本に検討しており、具体的な内容については、実施方針で提示する。

- ・県は、事業者選定時に、運営権対価の下限額及び支払方法並びに県と運営権者の業務分担に応じた現行体制の費用の比率を踏まえた料金按分率を提示する。
- ・民間事業者は、県から提示された運営権対価の下限額を踏まえ、民間事業者が運営可能と考える料金按分率を県に提案する。

### （4）利用料金及び料金按分率の改定

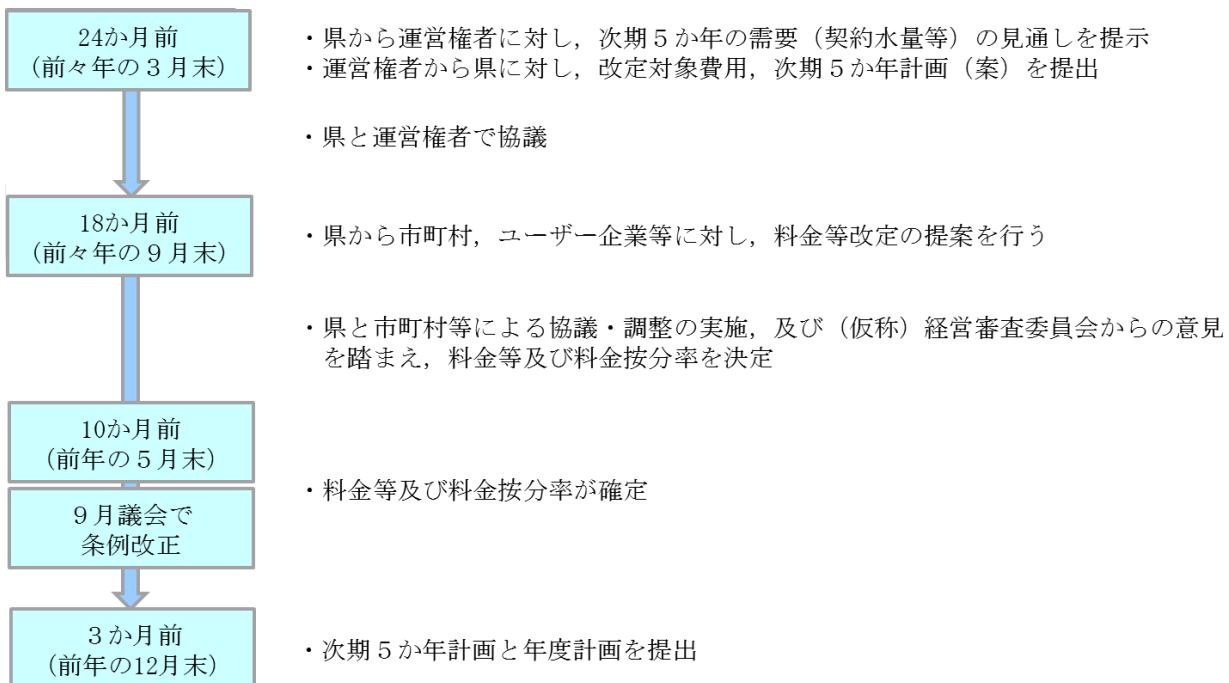
下水利用料金②を除く利用料金及び料金按分率の改定は、県が行う関係市町村やユーザー企業との料金等に関する協議と合わせて、5年に1回とする。

運営権者は、県に対して改定の根拠となる費用（以下、「改定対象費用」という。）を提示するが、その計算方法は、以下の考え方によるものとし、詳細は実施方針で提示する。

- ・契約水量等が、事業者選定時やその後の改定された計画から変更された場合は、改定対象費用のうち固定的な経費について、変更後の契約水量等で見直す。
- ・維持管理費用及び今後実施する改築相当分については、物価変動の影響を加味して見直す。
- ・その他、調整が必要な費用については、あらかじめ定めたリスク分担に基づき見直す。

なお、水道用水供給事業の料金算定の基礎となる契約水量については、県と受水市町村の間で覚書を締結しており、その水量によって料金算定を実施している。

料金等及び料金按分率の改定の手順は、以下のとおりとする。



## (5) 債権の担保のための利用料金の留保

要求水準違反違約金及び契約解除違約金が生じるときは、県は、必要に応じて利用料金の運営権者への送金を留保し、当該違約金の支払いに充当することができるものとする。

## 1.2 費用負担

運営権者は、「9 事業内容」に示した運営権者の事業内容を実施するために必要な費用を負担する。

## 1.3 運営権者が受領する権利・資産

運営権に加えて、県から運営権者へ事業運営に必要な資産等を譲渡することとする場合には、別途、情報開示資料で提示する。

## 1.4 県から運営権者への立上げ支援

県は、PFI法に基づく運営権者への県職員派遣を想定していないが、運営権者による事業実施に協力する体制を維持するものとする。

## 1.5 運営権者の会計処理

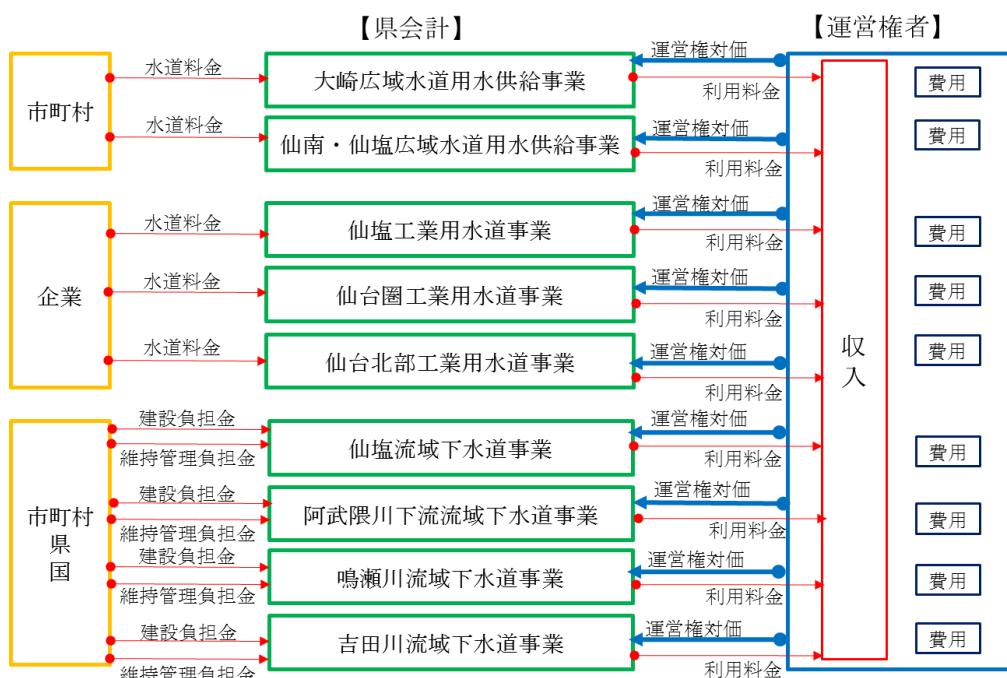
運営権者は、3事業を一体として管理・運営する。

運営権者は一つの事業として会計処理を行うこととするが、本事業に要する費用については、あらかじめ9個別事業に配分する方法を県に提案し、了承を得るものとする。

また、5年に1回を想定する料金改定に際しては、県の了承を得た費用計上方法に基づいた事業計画を策定するほか、各事業ごとに適切に管理する。

なお、運営権者が本事業に関連して、任意事業を提案する場合には、本事業に係る会計と区分するものとする。

### 【参考：会計処理の流れ】



## 1 6 事業計画

運営権者は、「9 事業内容」に基づき、事業計画を策定し、以下の期日までに県に提出しなければならない。なお、これらの計画は事業者選定時の提案と整合したものとし、変更する場合は県と協議しなければならない。

- ・全体計画 運営開始の3か月前
- ・5か年計画 次期5か年計画開始の24か月前（初回のみ運営開始の3か月前）
- ・年度計画 次年度開始の3か月前（下水道の改築計画については、県が指定する期日まで）

## 1 7 モニタリング

本事業のモニタリングを以下のとおり実施する。

なお、要求水準（水量・水質等）については、9個別事業ごとに現行のサービスを基に、別途、要求水準書において提示する。また、モニタリングの詳細については、別途、モニタリング計画において提示する。

### （1）運営権者によるセルフモニタリング

#### ① 業務モニタリング

運営権者は、各事業の要求水準を遵守していること、及び継続的に遵守できる状況にあることについて、自ら点検（セルフモニタリング）を実施し、その結果を適切に保存するとともに、その内容を県に対して定期的（月次、四半期、年次）に報告するほか、県の求めに応じて随時の報告を行うものとする。

#### ② 施設機能モニタリング

運営権者は、運営権設定対象施設の設備ごとに、資産状態を確認するため健全度評価を年1回以上実施し、県にその結果を報告する。健全度評価の方法は以下に記載された資産状態の確認に係る部分によるものとするが、より望ましい方法について運営権者は県に提案することができるものとする。

- ・水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（厚生労働省）
- ・工業用水道施設 更新・耐震・アセットマネジメント指針（経済産業省）
- ・下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）

#### ③ 財務モニタリング

持続的な経営が行えることを確認するため、運営権者の経営状況や、3事業全体及び9個別事業の財務状況等について、月次、四半期及び年次でモニタリングを行うものとする。

なお、運営権者は、市町村等の業務等を受託した場合には、その業務等を含めた全体としての経営状況のモニタリングを行うものとする。

## (2) 県による事業モニタリング

### ① 品質モニタリング

県は、運営権者が各事業の要求水準を遵守していること及び継続的に遵守できる状況にあることについて、運営権者が提出する各報告資料等に基づき確認する。実施頻度やモニタリング項目等については、別途モニタリング計画において提示する。

要求水準を遵守していない、又は遵守できないおそれがあると認められる場合には、県は、業務内容について改善指示を行い、運営権者は、必要な改善措置を講じるものとする。また、県は、運営権者が作成する事業計画（全体／5か年／年度）に対して、必要な範囲で改善を求めることができるものとする。なお、詳細については、別途、実施契約書において提示する。

### ② 施設機能モニタリング

運営権者の健全度評価結果に基づき、年1回以上、県立会いによる現場での資産状態の確認を行い、健全度評価の方法や判断基準等について運営権者と協議を行うものとする。また、必要に応じて、運営権者に通知した上で現地の立ち入り検査を行うものとする。

### ③ 財務モニタリング

県は、運営権者の経営状況を把握し、本事業の継続性・安定性を確認する。

確認の結果、運営権者が県に提出した事業計画と実績に乖離が生じ経営状況の悪化が認められる場合には、運営権者は県に対し、経営状況の悪化理由について説明するものとする。県がその説明を受け、本事業の継続性・安定性に懸念があると判断し、運営権者に改善を求めた場合には、運営権者は県と協議し、財務計画の見直しや株主の交代・増資、事業実施体制の見直しなど、経営状況の悪化を解消するために必要な措置を講じるものとする。

## (3) (仮称) 経営審査委員会の設置

PFI法に基づく公共施設等運営権制度を活用した水道3事業の運営状況について、中立的な立場で客観的な視点により評価・分析を行い、県及び運営権者に対して意見を述べる機関として、水道事業等に精通した専門家（技術、法令、会計等）で構成する「(仮称) 経営審査委員会」を設置する。

本審査委員会は、独立した機関とし、主な審査事項は、モニタリング（県を含む。）及び経営に関する事項（事業計画及び実施状況、財務状況、料金等）、経営上の課題、その他必要な事項とする。

県及び運営権者は、(仮称) 経営審査委員会での議論や示された意見を尊重し、事業の運営等に反映させるものとする。

なお、詳細については、別途、実施方針において提示する。

## 1.8 要求水準未達のペナルティー

運営権者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守できなかった場合、その未達のレベルに応じた要求水準違反違約金（以下、「ペナルティー」という。）を課すものとする。

なお、要求水準未達が発生した場合の原因判定方法及び具体的なペナルティーの算出方法については、別途、モニタリング計画において提示する。

### (1) 水道用水供給事業

#### ① 供給量の不足があった場合

受水市町村が必要とする水量を供給できない事態が生じた場合、運営権者は、供給不足水量に、各事業の変動的経費及び固定的経費部分に一定倍率を乗じて得られる金額を、県に支払うものとする。

#### ② 水質基準の未達があった場合

受水市町村の受水地点において水質未達が生じた場合、運営権者は、未達による影響の度合いに応じた金額を県に支払うものとする。

### (2) 工業用水道事業

#### ① 供給量の不足があった場合

ユーザー企業が必要とする水量を供給できない事態が生じた場合、運営権者は、供給不足水量に、各事業の変動的経費及び固定的経費部分に一定倍率を乗じて得られる金額を、県に支払うものとする。

#### ② 水質基準の未達があった場合

浄水施設の出口において水質未達が生じた場合、運営権者は、未達による影響の度合いに応じた金額を県に支払うものとする。

### (3) 流域下水道事業

終末処理場の放流水が、要求水準書に定める水質基準を遵守できない場合、運営権者は、水質未達が続いたと合理的に推定される期間において放流された水量に、各事業の変動的経費及び固定的経費部分に一定倍率を乗じて得られる金額を、県に支払うものとする。

## 1.9 リスク分担

### (1) 不可抗力事象への対応

本事業は、県民生活にとって不可欠なインフラサービスであることから、運営権者は、不可抗力事象（※）発生時においても、各サービスの継続に向け、最大限の努力を行うものとし、BCPに基づき適切な初動を行うとともに、県、市町村及び関係機関等と連携の上、その後の復旧を迅速・的確に実施するものとする。

#### ※不可抗力事象

県及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのない自然的事象及び人為的事象であって、本事業の実施に直接かつ不利な影響を与える事象

#### 【不可抗力事象の類型】

区分	具体的な事象		費用負担
不可抗力 (県・運営権者 の責によらない 事象)	自然的事象	異常な天然事象により 運営権対象施設が被災	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に規定 する異常な天然現象による被災 上記基準に満たない軽微な損害
		維持管理の範疇となる事象 (上・工水) ・大雨による原水濁度の上昇 ・洪水、積雪による取水障害（流木、土砂流入、スノージャム等） ・原水水質の異常（カビ臭、藻類発生によるPH上昇等） ・浄水発生土検出成分に基づく処分（ヒ素等） (下水) ・大量降雨による流入下水の増加 (共通) ・停電（自家発で対応できる範囲）等	県 運営権者 (維持管理の範疇として の対応) ※ただし、施設能力を 超えた場合は県の負担
	人為的事象	劇毒物に流入（上・工水）、テロ、放射能汚染、戦争等	県
		維持管理の範疇となる事象 (上・工水) ・水源での事故による油の流入 (下水) ・特定事業場からの劇毒物等の排水 等	運営権者 (維持管理の範疇として の対応) ※ただし、施設能力を 超えた場合は県の負担

#### ① 不可抗力事象把握から対応策の実施

不可抗力事象が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、速やかに県、市町村及び関係機関へ通知・連絡を行うとともに、以下の対応を取るものとする。

基本的な不可抗力事象発生時の対応フローは「別紙7」に示すとおりである。

##### i ) 初動

県及び運営権者は、速やかに各自の所掌する施設の被害状況の確認、点検等により原因・規模等の把握・調査を行い、サービスの提供に与える影響等について確認する。

この場合において、運営権者は自らの判断により、必要に応じて状況の悪化や施設の損傷の拡大を防ぐ措置等を速やかに行い、県に報告するものとする。

## ii) サービスの継続措置

県と運営権者は、各々の所掌する施設での被害状況等を共有し、施設に被害が発生している場合は、施設の復旧や給水・処理の継続等について協議の上、必要な対応を行う。

県は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく施設の復旧を行うこととし、運営権者は必要な協力をを行うものとする。また、サービスの停止及び再開に際しては、運営権者は、県、市町村及び関係機関と適切に連携するものとする。

大雨による原水濁度の上昇等、維持管理の範疇となる事象（過去の実績から予見することができ対応策が明らかな事象等）については、運営権者は、自らの判断により適切な対応を行い、要求水準を遵守したサービスを提供するものとする。

## ② 費用負担

不可抗力事象により施設に生じた被害の復旧に係る費用については、原則として県が負担する。被害が軽微な場合の復旧に係る費用は運営権者の負担とする。

また、維持管理の範疇となる事象については、運営権者は自らの判断により適切な対応を行うこととするが、これにより運営権者に追加で発生した費用は運営権者の負担とする。

長期的な傾向として原水の水質が著しく変動し、追加の設備投資・改良が必要となった場合は、県と運営権者が協議の上、負担方法を決定する。

災害事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請については、県が行う。

なお、管路の流出等によって長期にわたり水供給ができない等不可抗力事象に起因し運営権者に損害（料金収入の減少）が発生した場合のリスクは、県の負担とする。

## ③ 不可抗力事象による取水制限・給水制限等

不可抗力事象による取水制限・給水制限等により要求水準未達のおそれがあるときは、県と協議し、サービス停止等については県の判断に従うものとする。この場合において、受水市町村及びユーザー企業への給水量に影響する場合は、県と協力して説明を行うものとする。

なお、不可抗力事象による取水制限、給水制限等に起因し運営権者に損害が発生した場合のリスクは、県の負担とする。

## (2) 不可抗力事象以外のリスク分担

本事業における不可抗力事象以外の主なリスク分担の考え方は、以下のとおりとする。

なお、本事業のリスク分担表は、別途、実施方針で提示する。

### ① 既存施設の瑕疵担保責任及び開示情報の瑕疵に係る責任等

#### i) 事業開始後の瑕疵担保・開示情報乖離に係る請求期間の設定

運営権者は、事業開始から1年の間に、運営権設定対象施設において、物理的な瑕疵又は募集要項等県が運営権者に開示した情報に瑕疵（情報と現況の不一致等）が発見された場合は、それによる事業への影響等について明らかにした上で、県に協議を申し入れができるものとする。運営権者が事業開始前に当該瑕疵を発見するのが困難であったと認められる場合は、原則として当該瑕疵に起因する費用等は県が負担することとし、その方法（物理的瑕疵の修復、料金按分率の見直し等）は県と運営権者の協議により定める。

ii ) 事業終了後の瑕疵担保・施設運営情報等乖離に係る請求期間の設定

運営権事業終了後 1 年以内に、物理的な瑕疵、及び事業期間中の施設運営や改築に関連して整備された情報に瑕疵が発見された場合は、県は、運営権者に当該瑕疵に起因する費用等の負担を請求できるものとし、原則として運営権者は、当該費用を負担する。

② 法令変更リスク

本事業に影響する法令（「特定法令」という）又は条例の変更が見込まれる場合、運営権者は変更に伴い必要となる措置の内容及び追加的な費用負担について検討の上、県に協議を申し入れるものとする。県と運営権者は、協議により対応方策を合意するものとし、追加的な費用負担は、原則として以下の分担とする。

i ) 新たな設備投資が必要な場合は、県が対応する。

ii ) 経常経費の増加分は、県と運営権者の各々が負担するものとし、次期料金改定により原価に反映させる。

ただし、運営権者の経営に重大な影響が見込まれる場合には、運営権者は県に対し、必要な対応について協議を申し出ることができるものとする。

③ 需要変動リスク

i ) 通常範囲内の需要の変動

県と関係市町村、ユーザー企業の間での契約水量等に変動が生じた場合の収入の変動は、県及び運営権者の双方が料金按分率に応じて負担するものとし、料金按分率の見直し等は行わない。5年に1回を想定する料金改定において、県は次期5年間の需要（契約水量、実流入水量、下水の計画水量の見通し）等を提示し、運営権者は11（4）に基づき改定対象を提示し、それに基づき利用料金及び料金按分率を設定するものとする。

ii ) 工業用水道事業における著しい需要の変動

ユーザー企業の撤退や著しい需要の増減が生じ、5年以内に著しい変動があった場合、一定を超える増減分について県が負担する。

なお、需要変動の「著しい」の程度及び判断基準については、別途、実施方針で示す予定である。

④ 物価変動リスク

i ) 定常的な物価変動

直近の料金等並びに料金按分率の改定の時期から5年の間での物価の変動は、原則として運営権者が負担するものとする。5年に1回を想定する料金改定において、運営権者は11（4）に基づき改定対象を提示し、それに基づき利用料金及び料金按分率を設定するものとする。

ii ) 著しい物価変動への対応

5年の期間内に著しい物価変動が生じ、あらかじめ設定した指標が著しく変動した場合、臨機に料金按分率を見直す。

### iii) 流域下水道事業における著しい電気料金の変動への対応

5年の期間内に電気料金に著しい物価変動が生じ、あらかじめ設定した電気料金に関する指標が著しく変動した場合、臨機に流域下水道事業に係る料金按分率を見直す。

#### ⑤ その他

その他これらの運営権者の責めに帰さないリスク（小規模なリスクの複合や料金改定等）が発生した場合で、原価割れ等運営権者の経営に重大な影響が見込まれる場合は、運営権者は県に対し協議を申し出ることができる。この場合、県と運営権者は協議により、影響の原因を可能な限り調査した上で、運営権者の責めに帰さない部分について、料金按分率の見直し等の必要な措置をとる。

#### 【主なリスク分担一覧】

項目	リスクの内容	リスク分担	
		民	県
性能・施設機能維持リスク	水量・水質条件の遵守、施設機能を維持する責任	原則負担	(民間帰責でない場合)
不可抗力リスク	被災した施設の復旧	異常な天然現象による被災	負担
		軽微な損害	負担
	維持管理の範疇となる事象	原則負担	(施設能力を超える場合)
特定法令変更リスク	新たな設備投資		対応（負担）
	経常経費の増加	負担（次期料金改定で反映）	
需要変動リスク	通常範囲内の変動	負担（次期料金改定で反映）	
	工業用水道事業における著しい需要の変動		一定以上の増減は県が負担
物価変動リスク	通常範囲内の変動	負担（次期料金改定で反映）	
	著しい物価変動		臨機に料金按分率を変更することで負担
	流域下水道事業における著しい電気料金の変動		臨機に対象事業の料金按分率を変更することで負担
その他	運営権者の責に帰さないリスクによる重大な影響（原価割れ等）	協議 (運営権者の責に帰さない部分は、料金按分率見直し等を協議)	

## 2 0 保険

運営権者が付保すべき保険については、要求水準書で提示する。運営権者は、その他に事業運営の安定性の確保に必要と考える保険を自らの判断で適宜付保するものとし、付保した保険契約の内容及び保険証書の内容については、県の確認を得るものとする。

## 2 1 運営権者の権利義務に関する制限及び手続

### (1) 運営権の処分

運営権者は、PFI法第26条第2項に基づく県の許可をあらかじめ得た場合は、運営権を譲渡することができる。

### (2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（議決権株式）、及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない株式（無議決権株式）を発行することができる。

なお、本事業の公共性を鑑み、議決権株式については、その新規発行及び処分において、一定の制限（例：議決権株式の新規発行時における県の事前承認等）を実施契約書において設ける予定である。

## 2.2 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

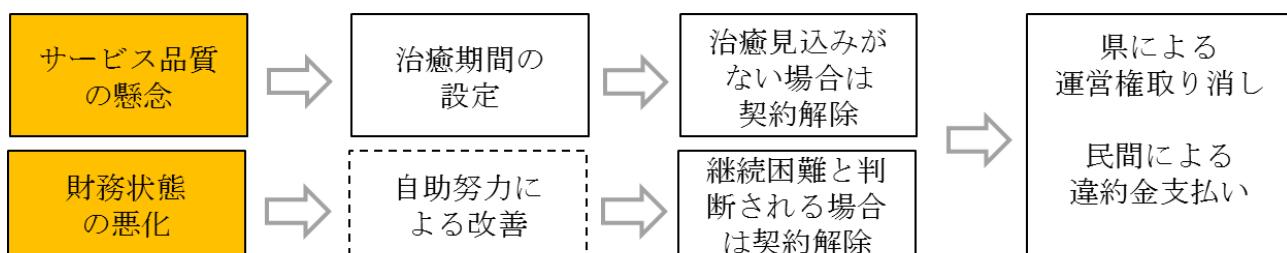
本事業は3事業を一体で行う事業であり、基本的に一部事業のみ解除することはしない。

なお、実施契約を解除する場合、運営権者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続しなければならない。

### (1) 運営権者帰責の場合

事由	概要	運営権の扱い	違約金等	運営権対価の扱い
運営権者によるサービスの品質確保に問題がある場合	運営権者が実施契約上の義務に違反する等、実施契約に定める一定の事由が生じたときは、県は当該事由に応じ、催告をして一定の治癒期間を設けた上で、実施契約を解除することができる。	県は運営権を取り消す。	運営権者は、県に対し、実施契約に定める契約解除違約金を支払う。また、県の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、運営権者の支払額からこれを控除する。	県は残事業期間に係る運営権対価（一括金相当分）を返還するものとし、運営権者が支払う違約金との相殺を含め、その方法は実施契約に定める。 また、運営権対価分割金がある場合、運営権者は、残存期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとする。
運営権者の財務状況に問題がある場合	運営権者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由による、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合は、県は実施契約を解除することができる。			

### 【参考：運営権者帰責の場合の流れ】

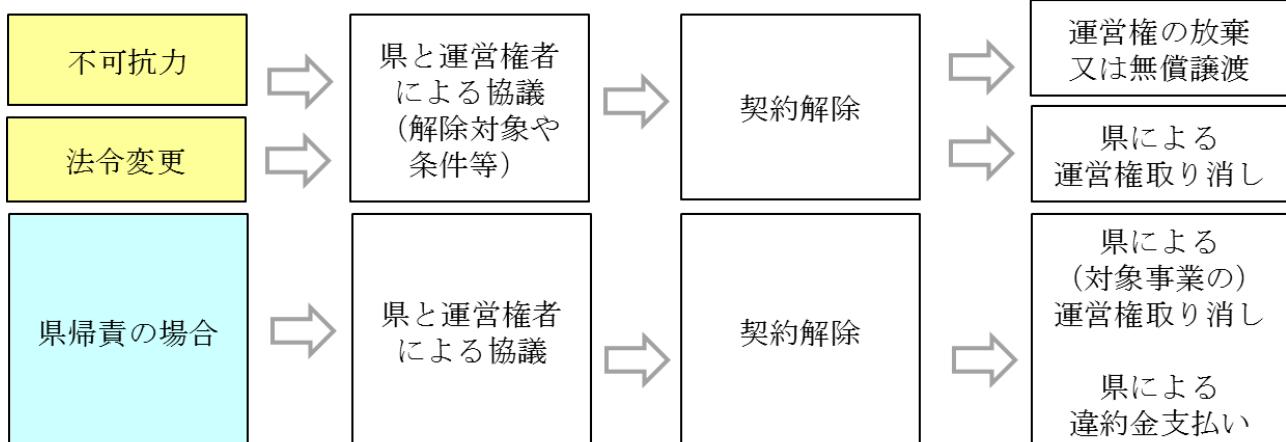


### (2) 前項以外の場合

事由	概要	運営権の扱い	違約金等	運営権対価の扱い
県の任意解除	公益上やむを得ない必要が生じたときは、運営権者に対し、6か月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。	県は運営権を取り消す。	県は、運営権者に対し、実施契約に定める契約解除違約金を支払う。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、県の支払額	県は、残事業期間に係る運営権対価（一括金相当分）を返還する。 また、運営権対価分割金がある場合、運営権者は、残存期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとする。
県の債務不履行	運営権者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が実施契約上の重大な義務（料金改定、料金按			

	分率の見直し等のリスク負担に関する事項を含む) を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となつた場合は、実施契約を解除することができる。		からこれを控除する。	
所有権の消滅	県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、当該事業のみ実施契約を解除するものとする。			
不可抗力事象	不可抗力事象を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、県は実施契約を解除する。	運営権者は、県との協議の結果に従い、運営権の放棄又は県の指定する者に対する無償譲渡を行う。	当該不可抗力事象により県及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。	同上。
法令等の変更	特定法令等の変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、県又は運営権者は実施契約を解除することができる。	県は運営権を取り消す。	特定法令等変更により県及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。県は、運営権者が国に対して当該特定法令等変更について損害賠償請求を行うことを妨げない。	同上。

【参考：前項以外の場合の流れ】



## 2.3 別紙一覧

- ・別紙1 対象事業地域
- ・別紙2 運営権設定対象施設
- ・別紙3 業務範囲の概念図
- ・別紙4 水量実績
- ・別紙5 遵守すべき水質基準
- ・別紙6 料金及び負担金単価の推移
- ・別紙7 不可抗力事象発生時の対応フロー

別紙1 対象事業地域



別紙2 運営権設定対象施設

(各事業について、主な施設等を記載)

(1) 水道用水供給事業

施設名	大崎広域水道事業	
	麓山浄水場	中峰浄水場
取水施設	取水堰 L=40.0m H=3.3m 固定部 L=30.0m 可動部 L=3.0m×2門 取水口 2門 土砂吐ゲート、管理橋 管理室、電気計装設備一式	取水堰[可動堰] L=20.0m L=2.1m 洪水吐ゲート 1門、水位調節ゲート 2門 水道用取ゲート 2門 管理橋、電気計装設備一式
導水施設	沈砂池 2池 管理室、電気計装設備一式	沈砂池 2池 ポンプ井 1井 立軸斜流ポンプ 3台 ポンプ棟、動力・電気計装設備一式
浄水施設	着水井 1井 活性炭接触池 1池 混合池 2池 フロック形成池 4池 薬品沈殿池 4池 急速ろ過池 8池 第一調整池 RC造 6,650m <sup>3</sup> ×2池 管理本館 RC造 地下1階、地上3階建 延床面積3,646m <sup>2</sup> 薬品注入設備一式 外 排水処理施設一式 外	着水井 1井 混合池 2池 フロック形成池 2池 薬品沈殿池 2池 急速ろ過池 4池 浄水池 RC造 949m <sup>3</sup> ×2池 調整池 PC造 13,000m <sup>3</sup> ×1池 管理棟 RC造 地下1階、地上2階建 延床面積1,502m <sup>2</sup> 薬品注入設備一式 外 排水処理施設一式 外
送水施設	第二調整池 PC造 3,000m <sup>3</sup> ×1池 松山増圧ポンプ場 ポンプ 両吸込渦巻ポンプ 315kW 2台 電気設備、遠方監視制御設備 外 テレメータ室 27箇所	電気設備、遠方監視制御設備 外 テレメータ室（麓山系に含む）

施設名	仙南・仙塩広域水道事業	
	南部山浄水場	
取水施設	ダム直接取水	
	取水塔 独立型シリンドergeート式 H=48.5m シリンドー直径 =1.2~2.2m 取水管 $\phi=1,200\text{mm}$	
	管理橋 W=2.0m L=68.0m	
	着水井 1井	
	薬品混和池 2池	
	フロック形成池 4池	
	傾斜板式横流沈澱池 4池	
	重力式急速ろ過池 20池	
	管理本館 RC造 地下1階、地上3階建 延床面積 5,326m <sup>2</sup>	
	塩素混和池 2池	
浄水施設	浄水池 23,100m <sup>3</sup> × 2池	
	高区系[4市5町]	
	調整池 RC造 22,325m <sup>3</sup> × 2池	
	電気設備、遠方監視制御設備 外	
	制御弁室 15箇所	
送水施設	低区系[4市4町]	
	調整池 RC造 9,150m <sup>3</sup> × 2池	
	電気設備、遠方監視制御設備 外	
	制御弁室 6箇所	
テレメータ室 15箇所		

(2) 工業用水道事業

施設名	仙塩工業用水道事業	仙台圏工業用水道事業	仙台北部工業用水道事業
	大槻浄水場	熊野堂取水場	(大崎広域水道との共用)
取水施設	取水口 自動除塵機	取水口 自動除塵機 沈砂池 612m <sup>3</sup> ×2池[走行式吸砂装置付] 送水ポンプ 立軸斜流ポンプ 355kW 3台(内予備1台)	(大崎広域水道との共用)
導水施設	沈砂池 900m <sup>3</sup> ×2池	—	(大崎広域水道との共用)
浄水施設	着水井 1井 高速凝集沈殿池 4池 接合分水井 1井 管理棟 1棟 薬品注入設備 1式 排水処理設備 1式 電気計装設備 1式	—	衡東浄水場 着水井 1井 ロック形成池 2池 沈殿池 2池 ろ過池 2池 管理棟(平屋) 1棟 各種計装設備 1式
配水施設	配水池 大槻配水池 2,000m <sup>3</sup> ×2池 富谷配水池 1,000m <sup>3</sup> ×2池 鶴ヶ谷ポンプ場 送水ポンプ 横軸片吸込多段渦巻ポンプ 220kW 4台(うち予備1台) 電気設備、遠方監視制御設備	配水池 2,000m <sup>3</sup> ×2池 電気設備、遠方監視制御設備	配水池(麓山) 1,215m <sup>3</sup> ×2池 配水池(衡東) 960m <sup>3</sup> ×2池 配水池(桔梗平) 920m <sup>3</sup> ×1池 電気設備、遠方監視制御設備

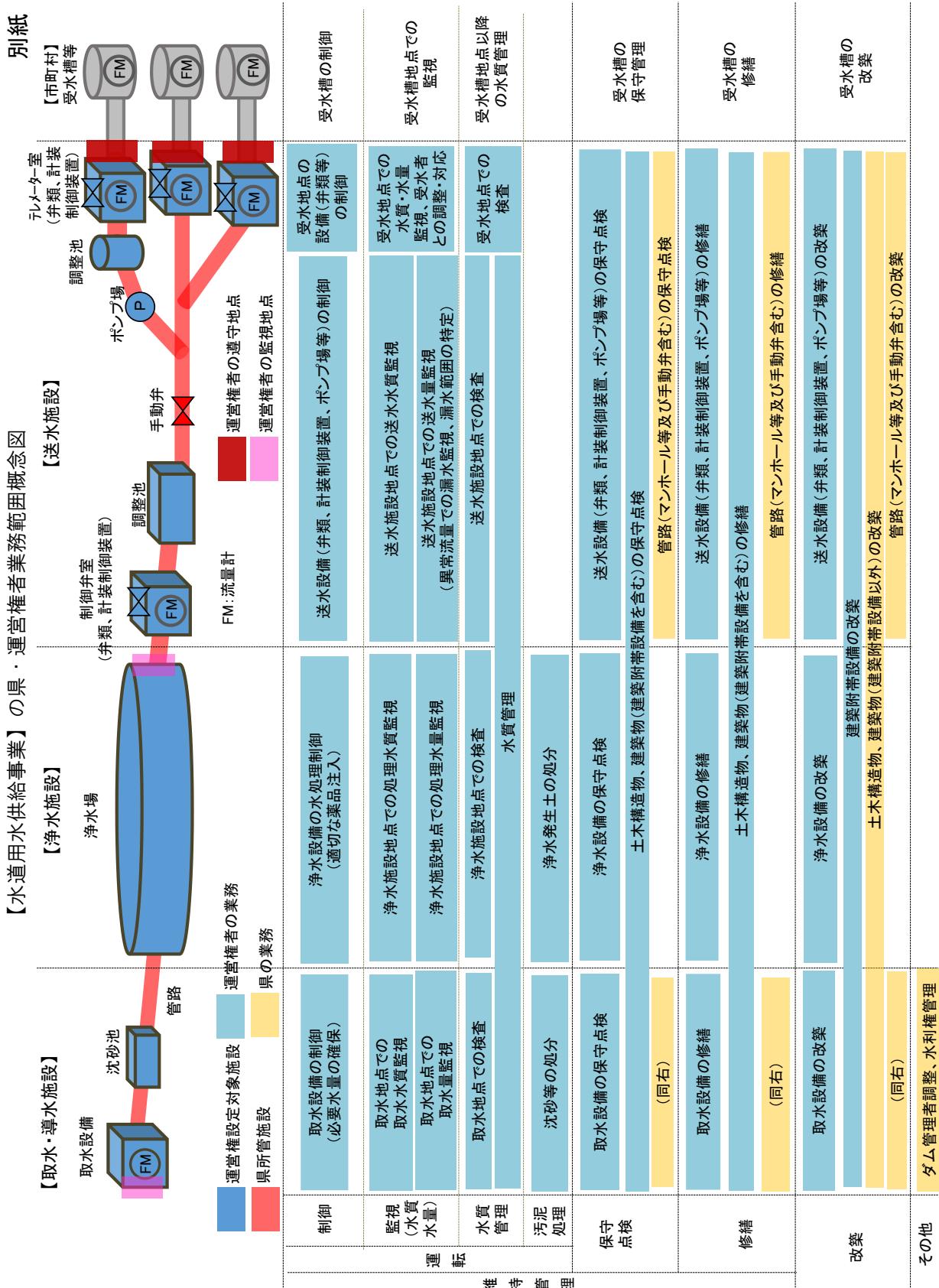
(3) 流域下水道事業（主な施設）

施設名	仙塩流域下水道事業		阿武隈川流域下水道事業	
	仙塩浄化センター		県南浄化センター	
水 処 理 施 設	管理棟	1棟	沈砂池	2池
	沈砂池ポンプ棟	1棟	沈砂池ポンプ棟	1棟
	電気センター	1棟	最初沈殿池	11, 546 m <sup>3</sup>
	送風機棟	1棟	反応タンク	42, 842 m <sup>3</sup>
	旧塩素滅菌棟	1棟	最終沈殿池	21, 179 m <sup>3</sup>
	消毒棟	1棟	送風機棟	1棟
	沈砂池	264. 1 m <sup>3</sup> (2池)	塩素混和池	1, 362 m <sup>3</sup>
	前反応タンク	2, 268 m <sup>3</sup> × 2系	塩素滅菌棟	1棟
		900 m <sup>3</sup> × 2系	放流ポンプ棟	未着工
	最初沈殿池	1, 3962 m <sup>3</sup>	自家発電機棟	
汚 泥 処 理 施 設	反応タンク	64, 127 m <sup>3</sup>	管理棟	1棟
	最終沈殿池	29, 183 m <sup>3</sup>	第2水処理電気室	1棟
	塩素混和池	3, 480 m <sup>3</sup>		
ポン プ 場	汚泥処理棟	1棟	汚泥濃縮タンク	960 m <sup>3</sup> × 3槽
	遠心濃縮機棟	1棟	機械濃縮棟	1棟
	焼却炉棟	1棟	汚泥消化タンク	1次タンク 3, 330 m <sup>3</sup> × 2槽
	ケーキ受入ホッパー	1棟		2次タンク 3, 330 m <sup>3</sup> × 1槽
			消化汚泥加温棟	1棟
			脱水機棟	1棟
			汚泥乾燥炉	66t / 日 × 1基

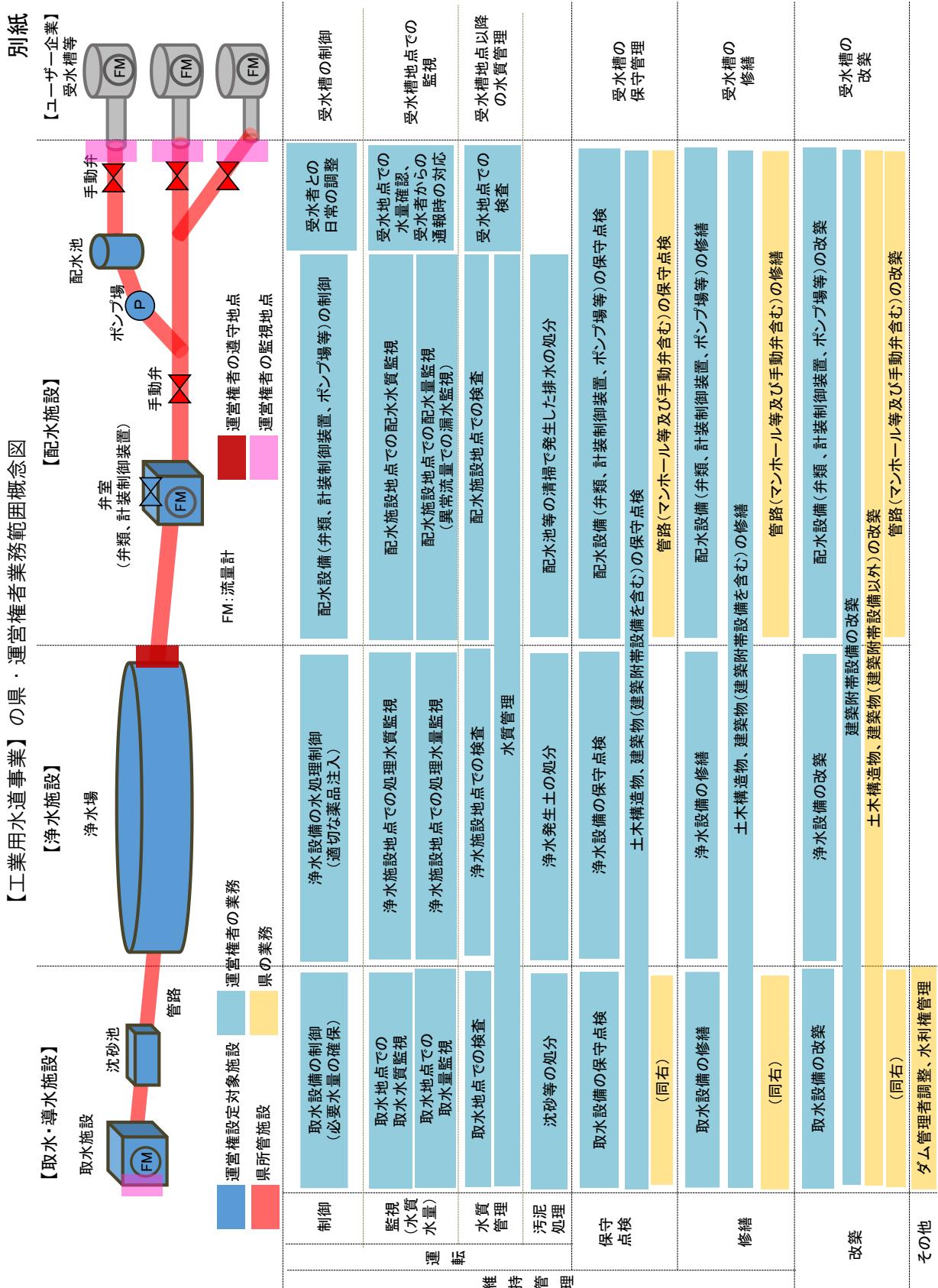
施設名	吉田川流域下水道事業		鳴瀬川流域下水道事業	
	大和浄化センター		鹿島台浄化センター	
水 処 理 施 設	管理棟	1棟	管理棟	1棟
	沈砂池ポンプ棟	1棟	沈砂池ポンプ棟	1棟
	電気棟	1棟	沈砂池	5. 1m <sup>3</sup>
	送風機棟	1棟	反応タンク	8, 788 m <sup>3</sup>
	沈砂池	26. 68 m <sup>3</sup> (2池)	最終沈殿池	8, 800 m <sup>3</sup>
	最初沈殿池	3, 510 m <sup>3</sup> (6池)	塩素注入施設	1式
	反応タンク	14, 154 m <sup>3</sup> (6池)		
	最終沈殿池	4, 914 m <sup>3</sup> (6池)		
	流入ゲート室			
	塩素混和池	574 m <sup>3</sup>		
汚 泥 処 理 施 設	脱水機棟	1棟	汚泥処理棟	1棟
	重力濃縮棟	1棟		
	汚泥処理棟	1棟		
	重力濃縮器	内径5. 5m × 水深4. 0m × 2槽 内径7. 6m × 水深4. 0m × 1槽		
ポン プ 場	海老沢ポンプ場		松山第1中継ポンプ場	
	大和・富谷ポンプ場		松山第2中継ポンプ場	
	大郷ポンプ場		鹿島台中継ポンプ場	
	大和・大衡ポンプ場		小牛田ポンプ場	
			三本木ポンプ場	

### 別紙3 県・運営権者業務範囲概念図

#### (1) 水道用水供給事業



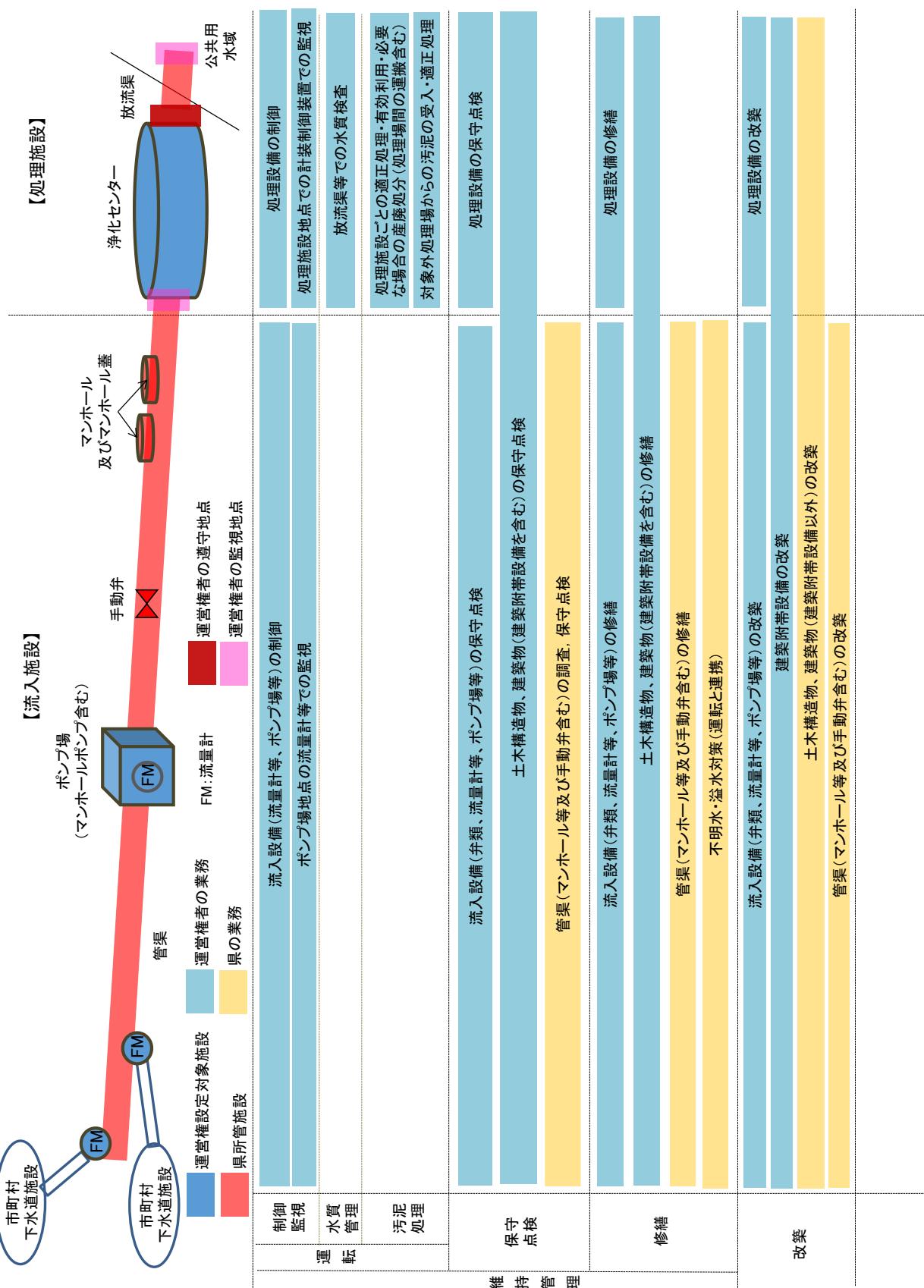
(2) 工業用水道事業



(3) 流域下水道事業

別紙

【流域下水道事業】の県・運営権者業務範囲概念図



別紙4 水量実績

(1) 水道用水供給事業

			単位：(m <sup>3</sup> /日)		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度
大崎広域	大崎市	契約水量	34,750	34,950	33,950
		責任水量	27,799	27,957	27,248
		有収水量	27,786	27,957	27,233
	栗原市	契約水量	2,450	2,400	2,400
		責任水量	1,960	1,921	1,925
		有収水量	2,504	2,367	2,404
	富谷市	契約水量	6,200	6,300	6,600
		責任水量	4,959	5,039	5,291
		有収水量	5,849	5,937	6,145
	加美町	契約水量	4,950	4,950	4,950
		責任水量	3,960	3,960	3,971
		有収水量	3,957	3,960	4,217
	涌谷町	契約水量	5,000	4,950	4,900
		責任水量	4,001	3,961	3,931
		有収水量	4,236	4,163	4,196
	美里町	契約水量	5,600	5,550	5,450
		責任水量	4,481	4,441	4,373
		有収水量	4,542	4,464	4,372
	大和町	契約水量	11,550	11,700	10,000
		責任水量	9,239	9,358	8,044
		有収水量	8,722	8,860	9,031
	大郷町	契約水量	2,000	2,000	2,000
		責任水量	1,600	1,600	1,604
		有収水量	1,837	1,865	1,888
	松島町	契約水量	3,000	2,900	2,700
		責任水量	2,400	239	2,169
		有収水量	2,163	2,073	1,995
	大衡村	契約水量	2,300	2,300	2,300
		責任水量	1,840	1,840	1,845
		有収水量	2,022	2,007	2,172

単位：(m<sup>3</sup>/日)

			平成25年度	平成26年度	平成27年度
仙南仙塩広域	仙台市	契約水量	106,500	105,100	106,400
		責任水量	85,200	84,080	85,353
		有収水量	85,198	84,097	85,336
	塙竈市	契約水量	4,200	3,900	3,600
		責任水量	3,360	3,120	2,888
		有収水量	3,365	3,124	2,892
	白石市	契約水量	10,000	10,000	7,900
		責任水量	8,000	8,000	6,337
		有収水量	6,377	6,393	6,407
	名取市	契約水量	14,300	14,300	12,000
		責任水量	11,440	11,440	9,626
		有収水量	11,454	11,441	9,662
	角田市	契約水量	9,000	9,000	9,400
		責任水量	7,200	7,200	7,541
		有収水量	8,359	8,150	8,400
	多賀城市	契約水量	14,900	14,900	14,300
		責任水量	11,920	3,701	11,471
		有収水量	12,027	11,971	11,509
	岩沼市	契約水量	12,400	12,400	11,000
		責任水量	9,920	9,920	8,824
		有収水量	9,919	9,920	8,842
	富谷市	契約水量	8,800	8,900	9,100
		責任水量	7,040	7,120	7,300
		有収水量	7,102	7,322	7,550
	蔵王町	契約水量	3,800	3,800	3,800
		責任水量	3,040	3,040	3,048
		有収水量	3,268	3,371	3,417
	大河原町	契約水量	6,600	6,600	6,600
		責任水量	5,280	5,280	5,294
		有収水量	5,708	5,624	5,596
	村田町	契約水量	5,400	5,400	5,400
		責任水量	4,320	4,320	4,332
		有収水量	4,624	4,473	4,558
	柴田町	契約水量	15,400	15,400	15,000
		責任水量	12,320	12,320	12,033
		有収水量	13,663	13,474	13,415
	亘理町	契約水量	11,600	11,700	11,400
		責任水量	9,280	9,360	9,145
		有収水量	9,385	9,420	9,519
	山元町	契約水量	3,100	3,100	3,100
		責任水量	2,480	2,480	2,487
		有収水量	2,569	2,661	2,732
	松島町	契約水量	3,600	3,500	3,400
		責任水量	2,880	2,800	2,727
		有収水量	3,216	3,129	3,044
	七ヶ浜町	契約水量	6,100	6,100	5,900
		責任水量	4,880	4,880	4,733
		有収水量	4,658	4,719	4,630
	利府町	契約水量	11,000	11,100	10,600
		責任水量	8,800	8,880	8,503
		有収水量	8,523	8,686	8,518

(2) 工業用水道事業

		单位：(m <sup>3</sup> )		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
仙塩	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	28,360	27,840	27,640
	年間総給水量 (m <sup>3</sup> )	9,316,180	10,218,121	10,122,405
仙台圏	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	34,860	34,860	34,860
	年間総給水量 (m <sup>3</sup> )	13,458,604	12,755,197	12,763,013
仙台北部	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	17,960	19,660	20,260
	年間総給水量 (m <sup>3</sup> )	6,567,520	6,676,911	7,327,198

(3) 流域下水道事業

		单位：(m <sup>3</sup> )		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
仙塩	計画水量 (m <sup>3</sup> /日)	104,616	114,847	114,693
	実流入水量 (m <sup>3</sup> /日)	104,014	112,452	113,195
阿武隈川 下流	計画水量 (m <sup>3</sup> /日)	87,307	87,866	88,132
	実流入水量 (m <sup>3</sup> /日)	85,847	86,157	86,989
鳴瀬川	計画水量 (m <sup>3</sup> /日)	6,159	6,252	6,370
	実流入水量 (m <sup>3</sup> /日)	6,205	6,365	6,408
吉田川	計画水量 (m <sup>3</sup> /日)	25,112	25,551	25,918
	実流入水量 (m <sup>3</sup> /日)	27,497	27,705	29,046

## 別紙5 遵守すべき水質基準

以下は法令に基づき定める水質基準である。県は本基準を上回る水質で運営している事業もあることから、9つの個別事業ごとに運営権者に求める要求水準を、別途、要求水準書で示す。

### (1) 水道用水供給事業

#### ① 水質基準項目

検査項目	基準値
一般細菌	1mLの検水で形成される 集落数が100以下
大腸菌	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.05mg/L以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下
クロロホルム	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
臭素酸	0.01mg/L以下
総トリハロメタン	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下
プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
プロモホルム	0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下
銅及びその化合物	銅の量に関して、 1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下
塩化物イオン	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
蒸発残留物	500mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
ジェオスミン	0.00001mg/L以下
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
フェノール類	フェノールの量に関して、 0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
pH値	5.8以上8.6以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下

## ② 水質管理目標設定項目

検査項目	目標値
アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下
ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下（暫定）
ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
トルエン	0.4mg/L以下
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下
亜塩素酸	0.6mg/L以下
二酸化塩素	0.6mg/L以下
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）
抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）
農薬類 ※2	1以下 ※3
残留塩素	1mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下
遊離炭酸	20mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下
臭気強度（TON）	3以下
蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
濁度	1度以下
pH値	7.5程度
腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上極力0に近づける
従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下（暫定）
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下

## （2）工業用水道事業

事業名	水質
仙塩工業用水道事業	(水温) 摂氏 1度～25度 (濁度) 10度以下 (水素イオン濃度) PH6.0～8.0 (総硬度) 120mg/L以下
仙台圏工業用水道事業	原水供給
仙台北部工業用水道事業	原水供給 浄水供給・・・濁度1度以下 水素イオン濃度 PH6.0～7.5

(3) 流域下水道事業

① 計画流入水質

	仙塩流域 (仙塩浄化センター)	阿武隈川流域 (県南浄化センター)	鳴瀬川流域 (鹿島台浄化センター)	吉田川流域 (大和浄化センター)
生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/l]	272	253	210	211
浮遊物質量 (SS) [mg/l]	226	202	190	213

② 放流水質

- ・下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 6 条に定める基準

	仙塩流域 (仙塩浄化センター)	阿武隈川流域 (県南浄化センター)	鳴瀬川流域 (鹿島台浄化センター)	吉田川流域 (大和浄化センター)
pH	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/l] ※計画放流水質	10以下	15以下	15以下	15以下
浮遊物質量 (SS) [mg/l]	40以下	40以下	40以下	40以下
大腸菌群数 [個/cm <sup>3</sup> ]	3000以下	3000以下	3000以下	3000以下

- ・水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）別表第 1 及び別表第 2 に定める基準
- ・ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）別表第 2 に定める基準  
※仙塩流域のみ

## 別紙6 料金及び負担金単価の推移

(単価は消費税抜)

### 利用料金及び負担金の経年推移

(以下、料金単価は消費税抜)

#### 【水道用水供給事業】料金料金の推移

基本料金単価：円/m<sup>3</sup>/月 使用料金単価：円/m<sup>3</sup>

##### 大崎広域水道事業

年度	基本料金単価	使用料金単価
1980～	680	41
1983～	780	51
1986～	990	71
1990～	910	66
1996～	980	68
2001～	1,050	74
2006～	1,098	76
2010～	969	70
2015～	950	67

##### 仙南仙塩広域水道事業

年度	基本料金単価	使用料金単価
1990～	645	32
1996～	1,032	53
2001～	1,158	59
2006～	1,199	65
2010～	1,156	60
2015～	1,050	54

#### 【工業用水道事業】料金料金の推移

基本料金単価：円/m<sup>3</sup>/月 超過料金単価：円/m<sup>3</sup>

##### 仙塩工業用水道事業

年度	基本料金単価	超過料金単価
1973～	6	12
1975～	9	18
1978/8～	13	26
1981/8～	19	38
1985～	28	56
1999～	28	56
2002～	33	66
2005～	36	72
2012～	54	108

##### 仙台北部工業用水道事業 ①原水

年度	基本料金単価	超過料金単価
1980～	36	72
2003～	43	86
2006～	50	100
2011～	59	118

##### 仙台圏工業用水道事業

年度	基本料金単価	超過料金単価
1976～	17	34
1983～	23	46
1999～	23	46
2017～	30	60

##### 仙台北部工業用水道事業 ②浄水加算

年度	基本料金単価	超過料金単価
1987～	13	26
2003～	14	28
2006～	16	32
2011～	20	40

#### 【流域下水道事業】負担金の推移

期間：年数 負担金単価：円/m<sup>3</sup>

##### 仙塩流域下水道事業

年度	期間（年数）	負担金単価
1978～1984	第1期（7年）	43.0
1985～1990	第2期（6年）	66.0
1991～1995	第3期（5年）	49.0
1996～2000	第4期（5年）	49.0
2001～2002	第5期（2年）	37.0
2003～2005	第6期（3年）	37.0
2006～2008	第7期（3年）	33.0
2009～2012	第8期（4年）	33.0
2013	第9期（3年）	33.0
2014～2015		34.0
2016～2018	第10期（3年）	37.6

##### 鳴瀬川流域下水道事業

年度	期間（年数）	負担金単価
1992～2004	第1期（13年）	98.0
2005～2008	第2期（4年）	127.0
2009～2013	第3期（6年）	111.1
2014		114.3
2015～2017	第4期（4年）	101.9
2018（予定）		

##### 阿武隈川下流域下水道事業

年度	期間（年数）	負担金単価
1984～1990	第1期（7年）	77.0
1991～1995	第2期（5年）	73.0
1996～2000	第3期（5年）	73.0
2001～2005	第4期（5年）	54.0
2006～2008	第5期（3年）	45.0
2009～2012	第6期（4年）	42.1
2013	第7期（3年）	42.1
2014～2015		43.3
2016～2018	第8期（3年）	46.8

##### 吉田川流域下水道事業

年度	期間（年数）	負担金単価
1992～1999	第1期（8年）	89.0
2000～2001	第2期（2年）	89.0
2002～2005	第3期（4年）	73.0
2006～2008	第4期（3年）	60.0
2009～2012	第5期（4年）	52.4
2013	第6期（3年）	52.4
2014～2015		53.9
2016～2018	第7期（3年）	53.9

## 別紙7 不可抗力事象発生時の対応フロー

### <基本的な考え方>

不可抗力事象が発生した場合、運営権者は県、関係機関及び関係市町村と連携の上、当該事象への対処を迅速・的確に実施するが、まず自らの判断で適切な対応を取ることを原則とする。また、事業開始後、県が蓄積してきた危機管理のノウハウを継承し、BCPに反映する。

※ 詳細な手順は今後検討し公表する。なお検討に当たっては、市町村やユーザー企業に対して、情報を迅速に伝達できる仕組みとする。

